


1302 関税等の納期限延長制度の概要

外国から我が国に到着した貨物を国内に引き取るためには、輸入申告をして、関税、内国消費税及び地方消費税がかかる場合には、これらの関税等を納付しなければなりません。税額に相当する担保の提供を条件として、これらの関税等の納付を猶予する制度、即ち納期限延長制度があります。


この制度には、輸入者の納税の便宜を図るため、個別延長方式、包括延長方式及び特例延長方式の3方式があります。

- (1) 個別延長方式とは、個々の輸入申告ごとに納期限を延長する方式で、輸入者が申告ごとに関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書を提出するとともに担保を提供したときに、輸入許可日の翌日から3ヶ月以内の納期限の延長が認められる方式です。

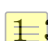
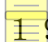
 (参考) 1304 個別納期限延長の申請と担保提供手続

- (2) 包括延長方式とは、特定の月分の輸入申告について、輸入者が当該特定月の前月末日までに関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書を提出するとともに担保を提供したときに、当該特定月の末日の翌日から3ヶ月以内の納期限の延長が認められる方式です。

例えば、輸入の許可の日が5月1日・5月15日・5月30日である場合には、1ヶ月分すべてをひとまとめにして、3ヶ月後の末日である8月31日までに関税等を納付すれば良いことになります。

 (参考) 1303 包括納期限延長の申請と担保提供手続

- (3) 特例延長方式とは、特例輸入申告制度を利用して引取申告をした特例輸入者又は特例委託輸入者が、特例申告書の提出期限内に、関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書を提出したとき^{(注1)(注2)}は、特例申告書の提出期限から2ヶ月以内の納期限の延長が認められる方式です。ただし、特例輸入者が特例延長方式を利用する場合、関税等の保全のために必要がある場合を除き、担保の提供は不要となります。

(参考)  1309 特例申告納期限延長の申請と担保提供手続
 1905 特例輸入者制度における担保の提供について

(関税法第9条の2)